品川区新公会計制度基本方針

２０１６年４月

品川区

＊＊＊＊＊　　目　　次　　＊＊＊＊＊

１．新公会計制度導入の意義　・・・・・・・・・・・・・　３

２．これまでの品川区の取り組み　・・・・・・・・・・・・・　４

３．品川区における新公会計制度の基本方針　・・・・・・・・・・・・・　６

４．資産の取扱いに関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・　１３

５．財務諸表の作成に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・　１８

６．財務会計システム　・・・・・・・・・・・・・　２０

７．今後の方向性について　・・・・・・・・・・・・・　２５

参考資料

品川区新公会計検討委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・　３３

品川区会計基準（案）　・・・・・・・・・・・・・　３４

１．新公会計制度導入の意義

①現行「会計」の課題

現行の「会計」は、現金の収入・支出の変動を記録し（単式簿記）、現金の収支に着目をした会計処理（現金主義）により、議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図る観点に基づき運用されてきたが、ストック情報（資産や負債）の将来的な負担などの情報がみえない構造になっている。

■現行制度の問題点

・ストック情報が不十分である。
・連結財務情報が提供されておらず、その関連団体の全体像が把握できない。
・フローの財務情報とストックに関する財務情報の連動がない。
・予算・決算という現金収支と、資産・負債状況との関係の把握が困難である。
・行政コスト、フルコスト、ライフサイクルコストが明らかにならない。
・事業ごとのコストや財源が把握できない。

②「発生主義会計」の意義

現行の会計に、複式簿記・発生主義により企業会計的手法を導入することで、資産や負債の財政状況が明らかになり、次の効果が期待される。

■財務情報を活用することで行政経営マネジメント力を向上させる

・事業単位・施設単位等で財務諸表を作成し、財務指標分析に活用する。
・財務諸表を、類似団体や近隣区市との比較分析に活用する。
・財務諸表を利用した事務事業評価を行う。

■財務情報の分かりやすい開示で住民への説明責任を向上させる

・関連団体等を含めた連結ベースでの財務情報の開示を行う。
・これまでの決算では把握が困難なストックの情報も開示し、分かりやすくする。
・区民サービスに対するコストや負担を開示し、職員・区民のコストに対する意識を高める。

■財務情報を明らかにし、適正な資産管理、財務力を強化する

・全庁的な資産を把握できることから、資産の利活用の促進を図る。
・減価償却情報を活用することで、個々の施設の老朽度を把握し、公共施設の再配置計画に反映させる。
・財務諸表を作成することで、自治体の財政状況を把握し、今後の資金繰りや運用について活用していく。
・債務情報を活用することで、個別の債権に対して適正な計画のもと管理する。
・将来におこりうる債務（退職手当引当金等）に対して、計画性を持って管理する。

２．これまでの品川区の取り組み

① 財務諸表整備の経緯

公会計には総務省の基準モデル、総務省方式改訂モデル、新基準モデルなどがある。それとは別に東京都の新たな基準に基づく、「企業会計方式」がある。それぞれ各モデルによって、財務書類の体系、固定資産台帳整備、複式簿記、有形固定資産の評価基準、税収の取り扱いが違う。

品川区においては、区の財政状況を明らかにするために、予算書・決算書に加え、平成 12 年度決算から「貸借対照表（バランスシート）」と「行政コスト計算書」を公表してきた。また、平成 20 年度決算からは「総務省方式改訂モデル」により作成した財務４表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を公表してきた。

② 新公会計制度の導入にむけての検討委員会の経緯

平成 26 年４月、今後の新地方公会計の推進に関する統一的な基準が公表されて、固定資産台帳を含む財務書類の作成が地方公共団体に要請された。それを受け、平成 27 年 4 月に「品川区新公会計検討委員会」および作業部会を設置した。その後、作業部会を、システム検討分科会、資産評価分科会、活用検討分科会の３つの分科会にわかれて検討した。

■システム検討分科会（座長：情報推進課）

新システム導入にむけて、機能要件定義の取り扱いについて、システムベンダーの提案内容の評価及び、今後のスケジュールについて検討した。

経　　緯	
平成 27 年 10 月 27 日（火）	第１回検討分科会：機能要件定義について
平成 27 年 11 月 6 日（金）	現行システムベンダーによるデータ抽出ツールデモ
平成 27 年 11 月 27 日（金）	第２回検討分科会：新システム調達範囲について
平成 28 年 2 月 22 日（月） 平成 28 年 2 月 23 日（火）	第３回検討分科会：次期財務システムの各社デモ実施

■資産評価分科会（座長：経理課）

各担当者が、固定資産台帳整備状況を確認し、固定資産台帳整備における考え方の整理をおこなった。その調査に基づき、「固定資産台帳　開始簿価作成基準（案）」を策定した。

経　　緯	
平成 27 年 10 月 19 日（月）	第 1 回検討分科会：分科会の目的、進め方について
平成 27 年 11 月 12 日（木）	コンサルタントによる資産評価についてのレクチャー
平成 27 年 11 月 18 日（水）	第 2 回検討分科会：固定資産台帳整備の進捗状況確認
平成 27 年 12 月 16 日（水）	第 3 回検討分科会：固定資産台帳整備の進捗状況確認
平成 28 年 2 月 18 日（木）	第 4 回検討分科会：固定資産計上基準（案）について

■活用検討分科会（座長：企画調整課）

新公会計システムを導入することでの、疑問点やメリットデメリットを洗い出した。セグメントの設定や予算科目の整理などについて検討した。また、職員への業務量の増加をさけるためにも、先行自治体の事例を分析した。

経　　緯	
平成 27 年 11 月 12 日（木）	第 1 回検討分科会：疑問点や課題の整理
平成 28 年 1 月 14～27 日	町田市・江戸川区・郡山市を視察
平成 28 年 2 月　1 日（月）	第 2 回検討分科会：予算科目・セグメントの検討
平成 28 年 2 月 15 日（月）	第 3 回検討分科会：事務事業の整理について

３．品川区における新公会計制度の基本方針

【品川区の基本方針】

■会計基準	：	企業会計方式（現行の「収支会計」も引継ぐ）
■仕訳のタイミング	：	日々仕訳
■セグメント単位	：	部別・課別・歳出目別・事業別・小事業・施設別
■科目体系	：	原則１課１目に整理する
■予算書等	：	課名を表示し「見える化」を図る

（ア）会計基準

東京都等の会計基準を参考にした「企業会計方式」を選択する。行政の特質を考慮した勘定科目として、収入を生み出さないインフラ資産も計上する。特徴としては日々の仕訳が必要であり職員の意識付けが図れ、セグメントによる精微分析が可能であり、税収とコストのマッチが明瞭になる。

（イ）仕訳のタイミング

従来の予算科目に加え、「仕訳区分」の入力により同時に複式仕訳を発生させる仕組みとなる。歳入調定や支出命令を入力する際に、仕訳区分を選択する。次の歳入・歳出の表は複式仕訳の仕組みの一例で、現行会計の科目に対する仕訳区分を関連付けたものである。相互の関係が１対１に設定されている表の白い部分は現行会計の科目を選択すると仕訳区分が決定されるが、表の黄色い部分は仕訳区分を複数から選択する必要がある。

＜歳入仕訳区分の例＞

款名称	項名称	目名称	仕 訳 区 分
特別区税			税収等(地方税)
地方譲与税			税収等(地方譲与税)
利子割交付金			税収等(その他交付金)
配当割交付金			税収等(その他交付金)
株式等譲渡所得割交付金			税収等(その他交付金)
地方消費税交付金			税収等(その他交付金)
自動車取得税交付金			税収等(その他交付金)
地方特例交付金			税収等(地方特例交付金)
特別区交付金			税収等(特別区財政調整交付金)
交通安全対策特別交付金			税収等(その他交付金)
分担金及び負担金			固定資産を形成しない支出の財源となる収入(負担金)
分担金及び負担金			区所有の固定資産を形成する支出の財源(負担金)
使用料及び手数料	使用料		使用料
使用料及び手数料	手数料		手数料
国庫支出金			固定資産を形成しない支出の財源となる収入(国庫支出金)
国庫支出金			区所有の固定資産を形成する支出の財源(国庫支出金)
都支出金			固定資産を形成しない支出の財源となる収入(都支出金)
都支出金			区所有の固定資産を形成する支出の財源(都支出金)
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	財産貸付収入
財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	受取利息及配当金
財産収入	財産売払収入	物品売払収入	物品(重要物品以外)売払いによる収入
財産収入	財産売払収入	物品売払収入	重要物品売払いによる収入
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入	土地売払い(普通財産)による収入
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入	建物売払いによる収入
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入	立木売払いによる収入
財産収入	財産売払収入	不動産売払収入	工作物売払いによる収入
寄付金			寄附金
繰入金	特別会計繰入金		固定資産を形成しない支出の財源となる収入(特別会計繰入金)
繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	基金取崩による収入(財政調整基金)
繰入金	基金繰入金	減債基金繰入金	基金取崩による収入(減債基金)
繰入金	基金繰入金		基金取崩による収入(特定目的基金)
繰入金	基金繰入金		基金取崩による収入(定額運用基金)
繰越金			繰越金
諸収入	延滞金加算金及び過料		延滞金加算金及過料
諸収入	特別区預金利子		受取利息及配当金
諸収入	貸付金元利収入		貸付金の元金償還分の収入
諸収入	貸付金元利収入		貸付金の利子による収入
諸収入	受託事業収入		受託事業収入
諸収入	雑入	弁償金	弁償金
諸収入	雑入		固定資産を形成しない支出の財源となる収入(雑入)
諸収入	雑入		区所有の固定資産を形成する支出の財源(雑入)
特別区債			区債の発行による収入

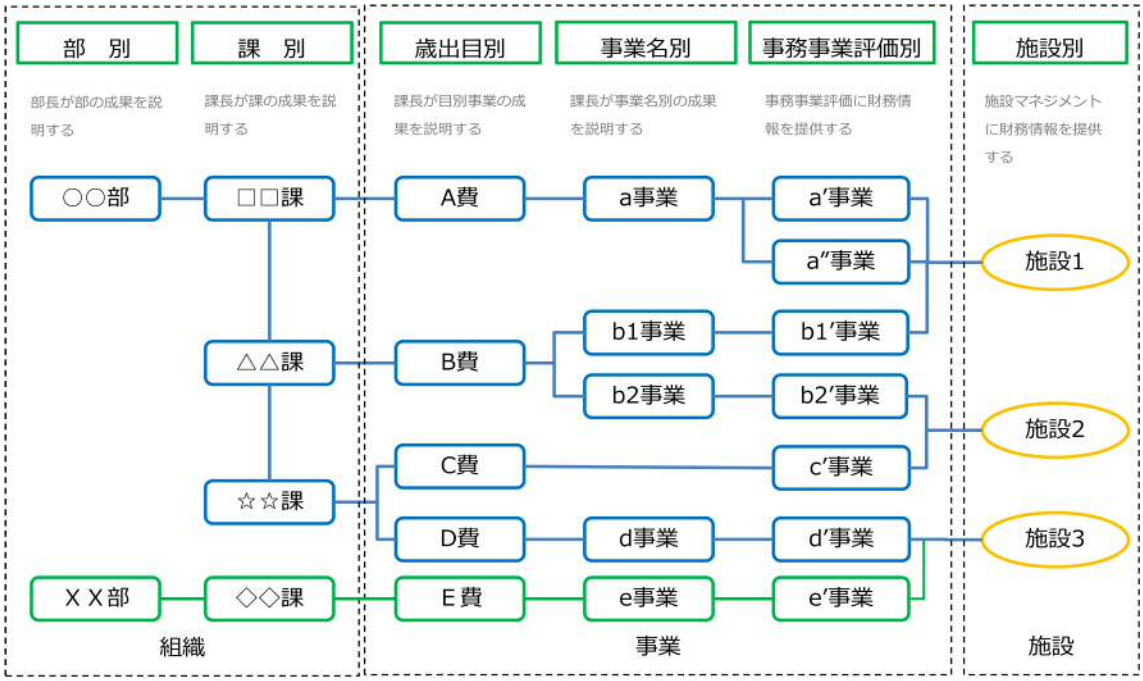
＜歳出仕訳区分の例＞

	節名称	細節名称	仕 訳 区 分
01	報酬		給与関係費(給与等)
02	給料		給与関係費(給与等)
03	職員手当等	期末勤勉手当	給与関係費(職員手当等)
		管理職手当	給与関係費(職員手当等)
		時間外等勤務手当	給与関係費(職員手当等)
		諸手当	給与関係費(職員手当等)
		退職手当	給与関係費(退職手当)
04	共済費		給与関係費(共済関係費)
05	災害補償費		給与関係費(災害補償費)
06	恩給及び退職年金		給与関係費(共済関係費)
07	賃金		物件費(その他物件費)
08	報償費		補助費等
09	旅費	普通旅費	物件費(その他物件費)
		特別旅費	物件費(その他物件費)
10	交際費		物件費(その他物件費)
11	需用費	光熱水費	物件費(需用費)
		食糧費	物件費(需用費)
		一般需用費	物件費(需用費)
		修繕料	物件費(需用費)
12	役務費		物件費(その他物件費)
			物件費(起債手数料)
			物件費(償還手数料)
			補助費等
13	委託料		資産形成支出(建設仮勘定)
			維持補修費
			物件費(委託料)
14	使用料及び賃借料		物件費(使用料及び賃借料)
15	工事請負費		資産形成支出(建設仮勘定)
			資産の形成に直結しない投資的経費
			維持補修費
16	原材料費		物件費(その他物件費)
17	公有財産購入費		行政財産/土地(資産を形成する)
			インフラ資産/土地(資産を形成する)
			行政財産/建物(資産を形成する)

	節名称	細節名称	仕 訳 区 分
18	備品購入費		重要物品購入(投資的経費)
			重要物品以外の備品購入(物件費)
19	負担金補助及び交付金		給与関係費(厚生会・互助会交付金)
			物件費(その他物件費)
			補助費等
			資産形成支出(建設仮勘定)
			資産の形成に直結しない投資的経費
20	扶助費		扶助費
21	貸付金		貸付金
22	補償補填及び賠償金		行政財産/土地(資産を形成する)
			インフラ資産/土地(資産を形成する)
			行政財産/建物(資産を形成する)
			補助費等
			補助費等(債務保証費)
23	償還金利子及び割引料		補助費等
			国庫支出金返納金(行政サービスの収入分)
			国庫支出金返納金(社会資本活動の収入分)
			都支出金返納金(行政サービスの収入分)
			都支出金返納金(社会資本活動の収入分)
			支払基金返納金(行政サービスの収入分)
			区債償還元金
			区債利子
24	投資及び出資金		有価証券及び出資金
			その他出捐金等
25	積立金		財政調整基金積立金
			特定目的基金積立金
26	寄付金		補助費等
27	公課費		補助費等
28	繰出金		定額運用基金繰出金
			特別会計への繰出金
			一般会計への繰出金
29	予備費		

(ウ)セグメント

部、課、歳出目・事業・小事業のセグメントのほか、施設のセグメントを設定し、長期基本計画、事務事業評価、公共施設等管理に活用していく。次の表は財務書類の作成単位を示したものである。



＜課題＞

① 平成 26 年度決算に基づく事業数は 505、小事業数は 867 と多くの事業が存在する。事務事業評価を実施するには、現在の事業及び小事業を一定のルールに基づき整理を行う。

② さまざまな分析を行うには、人件費をセグメントごとにある基準で配分することを検討する。

③ 小事業と事務事業評価のレベルが一致していないことから、正確な事務事業評価へ繋げていくため、今後見直しをはかり整理を行う。

（エ）科目の整理

課ごとで財務諸表が作成できる等、各課のマネジメントに役立つような科目体系に整理する。科目体系の整理については、各所管課から様々な意見を踏まえて今後も検討を重ね、必要であれば「１課ｎ目」あるいは「ｎ課１目」とするが、原則は、予算を１課１目に組替える。課にあわせて目を整理することで、予算決算の科目体系と組織との整合性が明確になる。

１課１目の例

歳出款	歳出項	歳出目	課名
企画部			
総務費	企画費	企画調整費	企画調整課
総務費	企画費	財政管理費	財政課
公債費	公債費	元金	財政課
公債費	公債費	利子	財政課
予備費	予備費	予備費	財政課
総務費	企画費	施設整備費	施設整備課
総務費	企画費	広報広聴費	広報広聴課
総務費	企画費	情報推進費	情報推進課
総務部			
総務費	総務管理費	総務管理費	総務課
総務費	総務管理費	人権啓発費	人権啓発課
総務費	総務管理費	人事管理費	人事課
総務費	総務管理費	経理管理費	経理課
総務費	徴税費	税務管理費	税務課
地域振興部			
総務費	地域振興費	地域活動費	地域活動課
総務費	戸籍住民費	戸籍住民費	戸籍住民課
産業経済費	産業経済費	商業・ものづくり費	商業・ものづくり課
文化スポーツ振興部			
総務費	文化スポーツ振興費	文化観光費	文化観光課
総務費	文化スポーツ振興費	スポーツ推進費	スポーツ推進課
総務費	文化スポーツ振興費	オリンピック・パラリンピック準備費	オリンピック・パラリンピック準備課
子ども未来部			
民生費	児童福祉費	子ども育成費	子ども育成課
民生費	児童福祉費	子ども家庭支援費	子ども家庭支援課
民生費	児童福祉費	保育関係費	保育課
福祉部			
民生費	社会福祉費	福祉計画費	福祉計画課
民生費	社会福祉費	高齢者福祉費	高齢者福祉課
民生費	社会福祉費	高齢者地域支援費	高齢者地域支援課
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者福祉課
民生費	生活保護費	生活福祉費	生活福祉課
健康推進部			
衛生費	保健衛生費	健康推進費	健康課

民生費	国保医療年金費	国保医療年金費	国保医療年金課

都市環境部

土木費	都市計画費	都市計画費	都市計画課
土木費	都市計画費	木密整備推進費	木密整備推進課
土木費	都市開発費	都市開発費	都市開発課
土木費	建築費	建築費	建築課
衛生費	環境費	環境費	環境課
衛生費	清掃費	清掃事務所費	品川区清掃事務所

防災まちづくり部

土木費	土木管理費	土木管理費	土木管理課
土木費	道路橋梁費	道路費	道路課
土木費	公園費	公園費	公園課
土木費	河川下水道費	河川下水道費	河川下水道課
土木費	防災費	防災費	防災課

会計管理室

総務費	会計管理費	会計管理費	会計管理室
公債費	公債費	利子	会計管理室

教育委員会事務局

教育費	教育推進費	教育推進費	庶務課
教育費	学務費	学務費	学務課
教育費	教育指導費	教育指導費	指導課
教育費	教育支援費	教育支援費	教育総合支援センター
教育費	図書館費	図書館費	品川図書館

監査委員事務局

総務費	監査委員費	監査委員費	監査委員事務局

選挙管理委員会事務局

総務費	選挙費	選挙費	選挙管理委員会事務局

区議会事務局

議会費	議会費	議会費	区議会事務局

（オ）予算書等の整理

予算書等は、科目の「目」の１項目に対して、単一の「課」を原則とするため、節の区分ごとに金額表示と課ごとの説明を明示するとともに人件費も配賦し、分かりやすい予算書として今後整理していく。

例として、広報広聴費（目）⇒ 広報広聴課とした事例を次図に整理した。

第2款　総務費　　（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度	節 区分	節 金額	説明	
2 総務費			648,000				
	1 企画費		648,000				
		1 広報広聴費	648,000			企画調整関係職員の給与費及び企画調整関係経費を計上	
				2 給料	100,000	1　職員の給与費	250,000
				3 職員手当等	100,000	（1）一般職の給与費 【広報広聴課】	250,000
				4 共済費	50,000	2 給料　XX人	100,000
				8 報償費	2,000	3 職員手当	100,000
				9 旅費	2,000	4 職員共済組合事業主負担金等	50,000
				11 需用費	111,000		
				12 役務費	62,000	2　広報広聴事務経費	398,000
				13 委託料	200,000	（1）区政案内関係費 【広報広聴課】	73,000
				14 使用料及び賃借料	16,000	9 旅費	1,000
				15 工事請負費	1,000	11 光熱水費、消耗品費、広報板修繕費	5,000
				18 備品購入費	2,000	12 郵便料、電話料、自動車保険料	10,000
				27 公課費	2,000	13 番組制作等委託料	50,000
						14 会議用会場使用料、地図情報システム等賃借料	5,000
						15 広報板新設等工事費	1,000
						27 自動車重量税	1,000
						（2）報道関係費 【広報広聴課】	4,000
						11 光熱水費、消耗品費、カメラ修繕費、写真現像代	1,000
						12 電話料	1,000
						14 新聞掲載記事複写利用料	1,000
						18 録画機器等備品購入費	1,000
						（3）映像広報関係費 【広報広聴課】	119,000
						8 番組制作協力者御礼	1,000
						9 旅費	1,000
						11 光熱水費、消耗品費、ビデオ機器等修繕料	5,000
						12 郵便料、電信料、自動車保険料	1,000
						13 ビデオ制作等委託料	100,000
						14 映像編集機器等賃借料、収録用会議使用料	10,000
						27 自動車重量税	1,000
						（4）刊行物関係費 【広報広聴課】	202,000
						8 視覚障害者用広報朗読者等謝礼	1,000
						11 食糧費、消耗品費、広報しながわ印刷、点字印刷	100,000
						12 郵便料、広報しながわ新聞折り込み手数料	50,000
						13 くらしの便利帳制作等委託料	50,000
						18 デジタルカメラ等備品購入費	1,000

＜課題＞

① 目の整理にともない、課や目の名称を見直す。現行「予算書」の大幅な見直しも必要である。
② 保健所は健康課から予算の令達を受けており健康課の目が大きくなることと保健所ごとの決算分析ができない。学校についても同様であり、それらについて検討を行う。
③ 保育課が幼稚園の運営に関する事務を補助執行しているため、保育課予算は2款に分けざるを得ない現状にある。また、現民生費に含まれる保育園関連経費と、現総務費に含まれる幼稚園関係費があるので今後検討が必要である。
④ 科目の見直しに伴う名称変更については、可能な限り国の基準に沿う形での検討が必要である。

４．資産に関する基本方針

(ア) 開始時評価基準

平成28年3月整備の開始簿価は、平成27年度期首高（平成27年4月1日付）とし、作成の考え方は企業会計方式、総務省手引き、東京都基本手順による。

※総務省手引き＝資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成26年9月30日）

※東京都基本手順＝固定資産台帳整備の基本手順（平成25年5月　東京都会計制度改革研究会）

(イ) 台帳の更新

今ある固定資産台帳を公会計の基準に基づき全保有施設の実態を把握した。基礎とする記録は、道路台帳、橋梁台帳、公有財産台帳、無体財産一覧表、備品台帳、会計システムとする。道路や物品などの項目ごとに基準と根拠を設け、固定資産台帳整備を行う。

開始から新公会計システムに連携するまでの間は、平成 28 年度 29 年度期首額は基本公有財産データを活用する。減価償却の考え方や平成 30 年度以降に新たに取得する主な資産の取得価格の範囲については、固定資産の計上に関する基準を設ける。

○基礎とする記録は次のとおりとする。

項　目	記　録
道路・橋梁（付帯設備含む）	道路台帳・橋梁台帳
土地・建物・工作物・立木	公有財産台帳
無形固定資産	無体財産一覧表
物品	備品台帳
リース物件	会計システム

項目	基　準	根　拠
道路	年度別「都基準地」単価	基本手順
	用地取得額は平成15年度から計上	区独自基準
	舗装価額は道路現況調書	基本手順
	舗装等付属工作物は取替法	基本手順
橋梁	橋梁面積に工事費デフレート	基本手順
	耐用年数一律100年	区独自基準
土地	昭和59年度以前取得は再調達価格	手引き61段落および手引き別紙5
	昭和60年度以後取得分は取得原価	〃
	減価償却なし	手引き58段落
建物	原則として取得額。その他は再調達価格	手引き63、66段落
	付帯設備も一体とみなす	手引き36段落
	耐用年数経過後は、備忘価額1円	手引き56段落
工作物	原則として取得額。その他は再調達価格	手引き63段落、66段落
	耐用年数経過後は、備忘価額1円	手引き56段落
	公園工作物のみ国交省耐用年数	国土交通省所管補助金等交付規則 第11条別表第3「公園事業費補助」
立木	森林国営保険対象樹種	手引き78～80段落
浮桟橋	再調達価額－減価償却累計額	手引き90段落
物品	取得価額100万円以上の備品	手引き65段落
	耐用年数経過後は、備忘価額1円とする。	手引き56段落
	美術品は減価償却しない	手引き36段落
リース物件	所有権移転リースを対象	手引き24段落
地上権・地役権	取得価額　減価償却しない	手引き69段落
著作権・商標権	補償金額が50万以上	手引き67、68段落

※1 耐用年数および償却率は、手引き45段落により原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に基づくが、それ以外は、手引き47、48段落により区独自基準を設定する。

※2耐用年数超えの資産も、手引き19段落ただし書きにより記載対象とする。

【参考】固定資産の科目一覧

科目			概要
事業用資産	有形固定資産	土地	行政施設等のために使用する土地 ※公園含む
		建物	行政施設の建物 例:庁舎、支所、保育所等
		工作物	行政施設の工作物 例:建物附属設備、機械設備、モニュメント等
		立木 ＊	分収林など※市場性のあるもの限定
		その他	上記以外の有形固定資産 例:20t以上の船舶
	無形固定資産	地上権	行政施設等のために他人の土地を借用しているもの
		ソフトウエア	
		その他無形固定資産	地上権以外の用益物権 例:地役権等
		＊	ソフトウエア以外の無体財産権 例:著作権、商標権等※年間50万以上の歳入を伴うものが対象
インフラ資産 (道路、橋梁等)	有形固定資産	土地	インフラに係る底地 例:道路
		建物	対象なし
		付帯物	インフラに係る工作物・街路樹 例:道路舗装(ガードレール、標識等を含む)、橋梁
		その他	上記以外の有形固定資産 例:浮桟橋
	無形固定資産	地上権	対象なし
		ソフトウエア	
		その他無形固定資産	
物品			100万円以上の物品
リース資産 ＊			契約時リース後の所有権移転が明記されているもの
建設仮勘定			決算時において途中の資産 土地取得の付随費用 建物・工作物の付随費用
投資その他の資産	有価証券及び出資金		
	公営企業会計出資金		例:公債、株式、出資証券・公営企業に対する出資金
	長期貸付金・貸倒引当金		1年以内に返済期限が到来しない貸付金とその引当金
	その他債権		損害賠償請求権、保証金、その他
	基金積立金		特定目的基金、1年以内に使用しない減債基金
	その他投資等		信託受益権等

＊ 品川区において現行該当なし

固定資産の計上に関する基準（案）

平成28年2月18日

1 平成30年度以降に新たに取得する主な資産の取得価格の範囲

資産区分	資産計上の対象	計上する範囲
事業用資産		
土地	土地購入費	土地の取得に要した費用
	移転補償費	用地取得に伴う移転補償に要した支出額
	土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費
	付随費用	土地取得または造成工事に伴う発生する測量等の支出額
建物	工事費	建物の構築に要した支出額
	付随費用	工事に係る測量、設計等に要した支出額
工作物	工事費	工作物の構築に要した費用
	付随費用	工事に係る測量、設計等に要した支出額
インフラ資産		道路台帳、橋梁台帳
重要物品	本体価格	物品の購入に要した支出額
	付随費用	購入に係る運搬費、据付費、購入手数料等の支出額

※付随費用は、資産計上する範囲を別途決定する。

2 減価償却の考え方

資産の種類	耐用年数	償却法	償却開始時期	除外資産
事業用資産	（仮称）公有財産耐用年数基準による	定額法	取得の翌年度	土地、無形固定資産
インフラ資産	（仮称）公有財産耐用年数基準による	定額法	取得の翌年度	取替法を適用する資産
重要物品	（仮称）重要物品耐用年数基準による	定額法	取得の翌年度	美術品

＜固定資産台帳の運用までの課題＞

公有財産と固定資産の位置づけ、新公会計基準の活用方法やマネジメントに必要な項目についての方向性が決まらないと、固定資産台帳の運用基準も定まらない。今後は新公会計システムに切り替える内容を検討するのと並行して、固定資産台帳についても検討が必要である。

〈例〉

・マネジメントは固定資産台帳を活用するのか他システムを活用するのか
　活用する場合の追加項目の範囲　時期　把握方法等
・委託料、役務費などの付随費用を計上する基準作成
・修繕費のうち、資産または費用のいずれかに計上するかの基準
・固定資産台帳必須項目に追加して、セグメント分析に必要な項目の検討
・資産計上する場合のシステム入力方法。取得価額に追加するか、枝番を作成するか
・建物の取得額のうち、付帯設備を個別計上する方法やシステムとの関連、入力者の負担

５．財務諸表の作成に関する基本方針

(ア) 会計基準の選択

会計基準の大別には、「企業会計方式（東京都、大阪府等）」、「総務省新基準方式」がある。品川区は東京都等の会計基準を参考にした「企業会計方式」を選択する。主な違いは、行政コスト計算書および開始時の資産の評価基準である。企業会計方式では、行政コスト計算書に税収が計上されるが、総務省新基準方式において税収は、純資産変動計算書に計上される。

資産の評価基準については、企業会計方式は、開始時も開始後も取得原価で計上する。総務省新基準方式でも、開始時も開始後も取得原価で計上するが、昭和５９年以前取得については、再調達原価で計上する。

(イ) 財務諸表

統一的な基準にもとづく財務書類の種類と概要は以下のとおりである。

【賃借対照表】（賃借対照表）→略称：BS

基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的としている

【行政コスト計算書】（損益計算書）→略称：PL

一会計期間における品川区の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との取引高を明らかにすることを目的としている。

【キャッシュ・フロー計算書】（資金収支計算書）→略称：CF

現金及び現金同等物の流れを「行政サービス活動」「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各作成単位における区分別の収支の状況を報告することを目的としている。

・行政サービス活動は、税や使用料等の収入、人件費や扶助費等の支出を計上する。

・社会資本整備等投資活動は、建物や土地等の有形固定資産取得のための支出、基金の積立、取崩しに係る収入・支出を計上する。

・財務活動は、地方債や借入金等、将来的に返済債務を負う資金調達による収入及びその償還・返済の支出等を計上する。

【正味財産変動計算書】（株主資本等変動計算書）→略称：NW

一会計期間における貸借対照表の純資産の部の項目の変動状況を明らかにすることを目的としている。企業会計方式では正味財産と称している。その正味財産の増減を要因ごとに示したのが正味財産変動計算書となる。

（ウ）財務諸表の活用

・財務書類上の数値については、経年比較、類似団体比較などの分析を行うことにより、自団体の財務状況を把握することができる。この分析結果をさらに実際の財政運営に活かしていくことが重要である。
その方法の一つとして、財務書類に係る指標等を財政運営上の具体的目標値として設定したり、財政運営の方向性の検討に用いる。

・行政コスト計算書は、一会計期間における人件費、物件費等のほか、減価償却費や退職給付費用（退職手当引当金繰入）も含めたフルコストを計上するものであって、行政コスト計算書を事業別・施設別に細分化して作成し（事業別・施設別行政コスト計算書）、行政評価と連携させることにより、正確なコストに基づいた行政サービスの評価を行う。

・行政コスト計算書の分析の結果、地方公共団体全体の受益者負担の割合の適正化が必要と判断される場合などにおいては、事業別や施設別行政コスト計算書を作成することにより、使用料・手数料等の改定の基礎データを算出することができ、受益者負担の適正を図る。

・施設別に財務書類を作成すると、各施設を類型別に横並び比較することにより、行政サービスの効率性の分析や改善点の抽出を行う。施設白書を活用した統廃合などにも、財務書類に関する指標等を用いて分析することも考えられ、施設管理の効率化を図る。

６．財務会計システム

①新公会計制度に対応した次期財務会計システムの構築方針

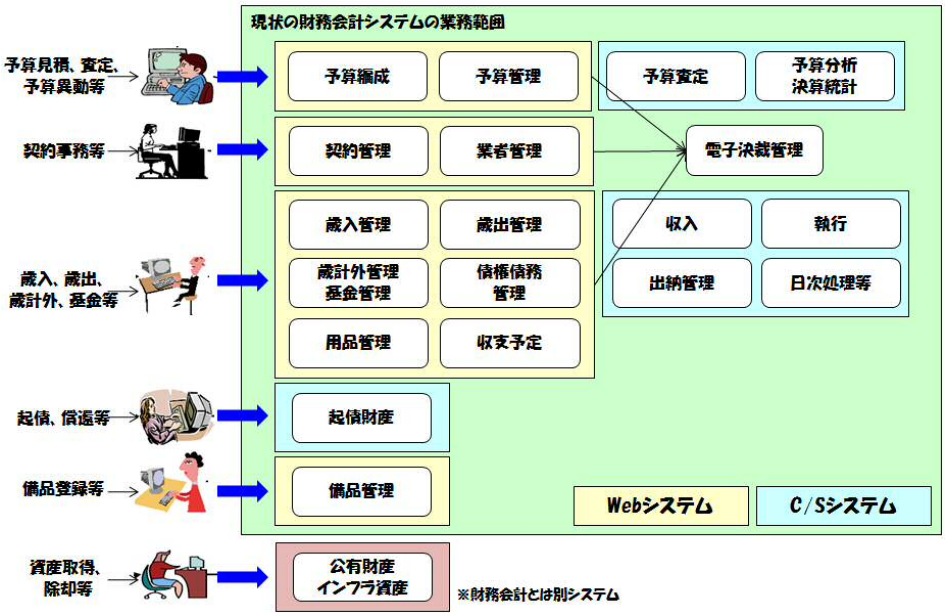
【構築方針】

■企業会計方式の会計基準に対応した財務会計システムとする。
■日々仕訳に対応した財務会計システムとする。
■部別、課別、歳出目別、事業別、小事業別、施設別のセグメントに対応した財務会計システムとする。
■備品、公有財産、インフラ資産等も含めた新公会計制度に必要な機能を包括した一体型の財務会計システムとする。（シームレスな連携可能とする）
■新システムはパッケージ中心の仕組みとし、カスタマイズは最小限とする。また EUC 機能を活用して運用面における汎用的対応を可能とし経費の抑制を図る。

②現状の財務会計システム

現状の財務会計システムは現金主義の単式簿記として必要な予算編成、歳入管理、歳出管理をはじめ、契約管理、備品管理、用品管理等から構成された Web 方式のシステムであり、予算査定、収入・執行等のシステムは現在、C/S 方式のシステムとなっている。また、固定資産として行政財産、普通財産、インフラ資産の土地情報や建物情報を管理するための公有財産、インフラ資産管理は現在、財務会計システムとは別システムで管理を行っている。

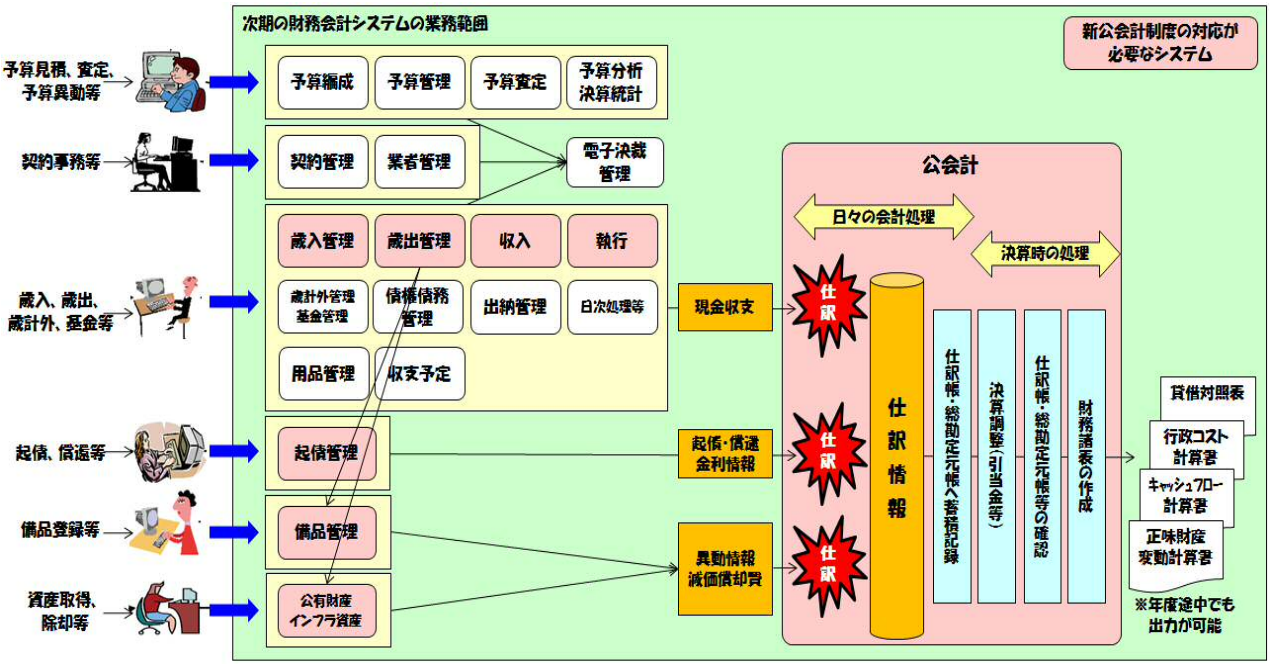
【現状の財務会計システム構成】



③次期の財務会計システム

次期の財務会計システムでは、現金収支を伴う歳入管理、歳出管理の執行の情報が日々仕訳情報として蓄積されるとともに、固定資産である行政財産、普通財産、重要物品、インフラ資産の異動情報 や減価償却の情報、負債の情報、各種の引当金の情報なども付加することで迅速かつ正確に財務諸表を自動作成できる。日々仕訳として蓄積されるため、年度途中でも財務諸表の作成が可能となり、管理セグメント（作成単位）毎 に財務マネジメントとして活用していく。また、公有財産、インフラ資産の管理も財務会計システムに含めることで、歳出と公有財産、インフラ資産の整合性をシステムで担保する。

【次期の財務会計システム構成】



④現状と次期の財務会計システムの違い

（ア）現状から大きく変わらない業務

予算編成、予算管理、予算査定、予算分析、決算統計、
契約管理、業者管理 等

（イ）現状から変更になる業務、追加になる業務

変更 … 歳入管理、歳出管理、収入、執行、起債管理、備品管理
追加 … 公有財産、インフラ資産、公会計

現状から変更になる業務、追加になる業務の概要は以下のとおり。

歳入管理、収入 歳出管理、執行	調定や納付書等の歳入伝票の作成、支出負担行為や支出命令等の歳出伝票の作成を行うサブシステム。複式簿記、発生主義会計の導入に伴い、仕訳の入力機能が追加される。
起債管理	特別区債の発行、償還、残高、金利情報等を管理するサブシステム。起債、償還、金利情報等を公会計サブシステムへ引き継ぐ。
備品管理	備品の概要、取得価格、減価償却費等の金額を管理するサブシステム。備品の異動情報や減価償却費等を公会計サブシステムへ引き継ぐ。
公有財産 インフラ資産	公有財産（土地、建物、工作物、立木等）の概要、取得価格、減価償却費等の金額を管理するサブシステム。また、インフラ資産（道路、橋、公園）の取り込みが行える。
公会計	貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書、正味財産変動計算書を作成単位（セグメント）ごとに出力する。

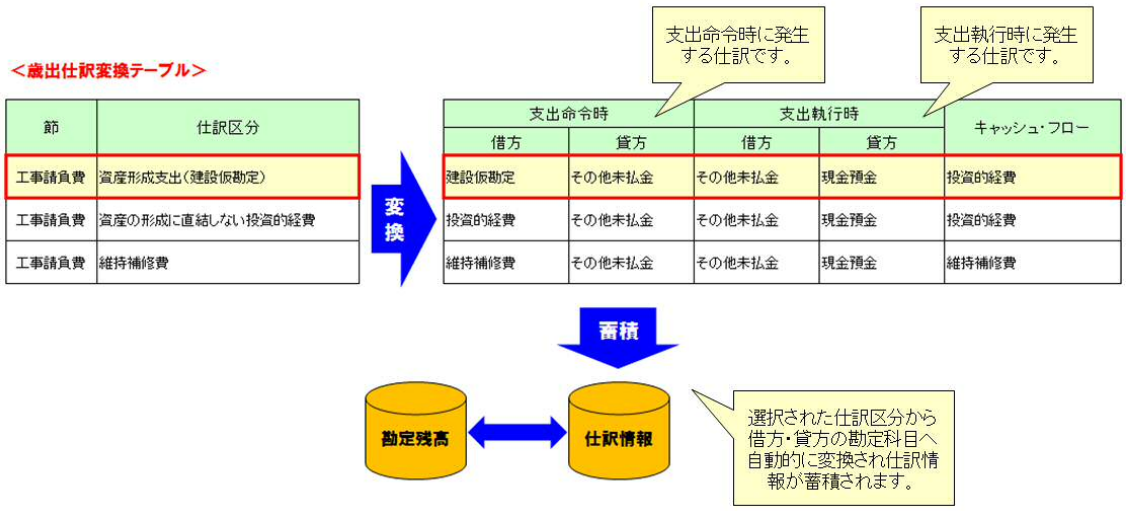
⑤日々仕訳の仕組みについて

次期財務会計システムでは日々仕訳に対応したシステムのため、支出命令の際に複式仕訳が必要となる。入力項目は「仕訳区分」と「資産区分」の２項目が追加される。入力画面のイメージは以下のとおり。赤枠の部分が追加となる。



入力者が選択肢から「仕訳区分」を特定することで仕訳が発生する。選択された仕訳区分から複式仕訳が自動的に実行され、各勘定科目の残高が日々蓄積されていく。

以下の事例では、支出命令時に借方「(BS) 資産の部/固定資産/建設仮勘定」、貸方「(BS) 負債の部/流動負債/未払金/その他未払金」で仕訳が行われ、支出執行時に借方「(BS) 負債の部/流動負債/未払金/その他未払金」、貸方「(BS) 資産の部/流動負債/現金預金」で仕訳が行われる。

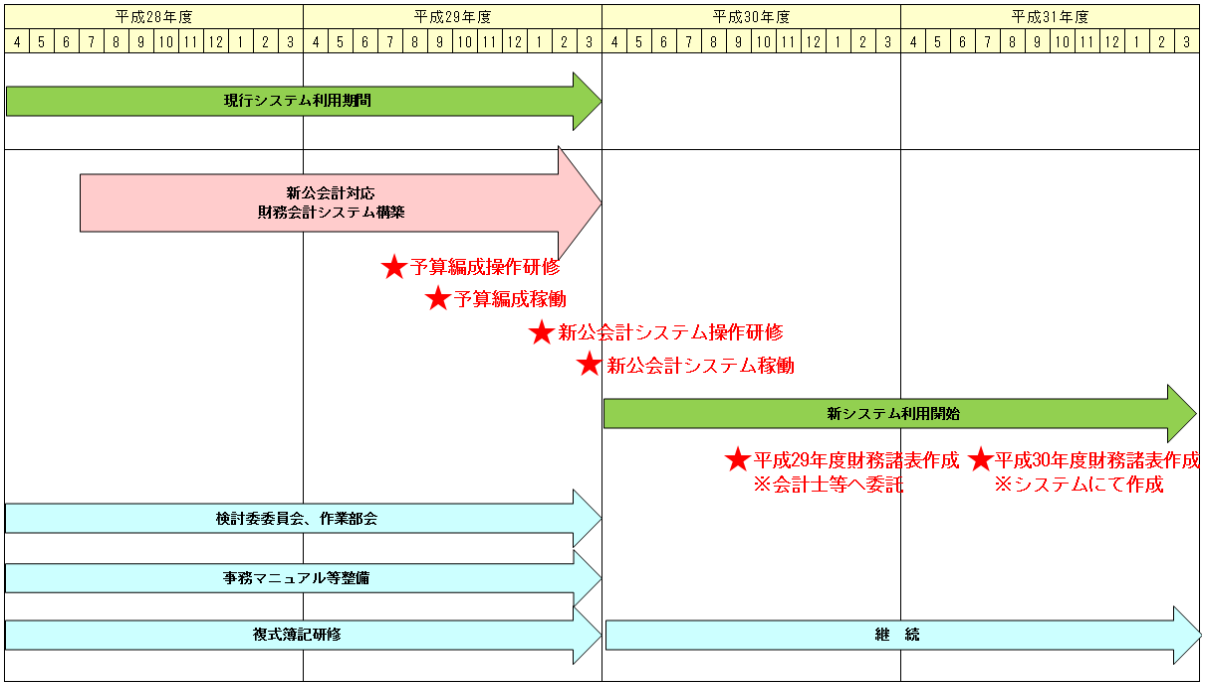


⑥品川区新公会計システム導入スケジュール

予算編成システム … 平成 29 年 9 月稼働
新公会計システム … 平成 30 年 4 月稼働

予算編成システムは平成 29 年 9 月より新年度の予算編成から開始とする。新公会計システムは平成 30 年 4 月より新年度の予算執行から開始からとする。平成 29 年度決算は会計士等へ委託して財務諸表を作成し、平成 30 年度決算は日々蓄積された仕訳情報をもとに財務諸表を新公会計システムにて作成する。新公会計システムの利用開始に向けては、品川区で運用に沿った内容での確認作業（運用試験）、現場職員への操作研修を事前に行った上で運用を開始とする。運用を開始する平成 30 年 4 月までに、事務マニュアル等の整備や複式簿記研修を行い、運用開始後に混乱しないように準備を進める。

【新公会計システム導入スケジュール】



７．今後の方向性について

①公会計と行政評価について

【行政評価の現状及び課題】

これまで行政の職員は「単式簿記」を前提とした予算形成と行政執行を行ってきており、「公会計」の意義と必要性を認識していない。そのため、単に「公会計」という制度導入を行うだけではなく、行政の全庁的な事業のあり方を見直す契機とするとともに、そこにつなげていくための職員の意識改革を行っていかなければならない。

今後は、単年度を基準とした予算ではなく、中長期における資産管理を含めて、フローとストックのバランスを考えた、予算編成のあり方を検討していく必要がある。

そのためには、これまでの事務事業評価から、固定資産の有用性に対する評価と複数年度にまたがる事務事業に対する評価の意識をしっかりと高めていくための研修制度の充実と、それにともなう全庁的な事務事業のあり方を見直していく必要がある。

【公会計と行政評価による行政経営を】

公会計は、企業会計を行政向けにアレンジしたシステムであるが、企業会計は、企業の活動から「利益」を析出し、それを外部に報告するためのシステムである。財政状況と経営成績を貨幣という単一の指標で測ることができる企業と異なり、行政は、地域における公共サービスの向上という目標のもと行政運営が行われており、その経営成果は必ずしも現金で評価することができない。行政の活動成果の中心は目に見えず現金で評価することが難しい資産（公共の福祉や地域の活力等）である。費用を投入した活動の最終的な成果が貨幣では評価できないため、行政は、公会計と行政評価という2つのしくみを使って行っていく必要がある。この2つを結びつけることにより費用と効果のバランス感覚を伴った行政経営を実現していくことができる。

【財務諸表を分かりやすく表現】

財務書類の整備後は、各自治体間での比較検討がよりスムーズに行える様になる。財務書類で数値化された財政状況から自治体の負債や資産の情報を読み取り、行政経営に利活用を図ることで、中長期的に「何に投資すべきか」という意思決定の根拠づけとなる。と同時に、住民への開かれた開示と説明責任を果たすこともできる。

しかし､会計に詳しくない区民や職員にとっては理解しづらい情報でもある｡したがって、公会計の情報を、区民や職員が理解しやすく活用しやすい書類に加工し、表現することも検討していかなければならない。

②公会計と施設マネジメントについて

【公会計と施設マネジメント】

近年、「施設マネジメント計画」等の策定を通じて、今ある「資産」を把握すると同時に、その「資産」が持つ「負債」も把握する必要性が求められてきた。しかし、現状では、施設を管理する各現場職員がその有用性や今後のマネジメントについて認識を深く持っていないという現実もある。

施設マネジメントの推進を区が全庁的な意識改革で進めるなかで、企画部のみならず、それぞれの施設の現場を所管する部とともに施設マネジメントの資料作成ならびに今後のあり方についての協議をすすめていく必要がある。

その際、財務諸表から得られる財務データと、「施設カルテ」等とのデータ連携によって事務作業軽減を行うと伴に、区民への情報開示のあり方を検討する必要がある。

【新たな財務データから期待される効果】

公会計制度を導入し、財務書類を作成する過程においては、資産評価が行われるとともに固定資産台帳が整備される。これにより、従来、所管ごとに公有資産台帳や道路台帳等により管理していたものが、評価額等も含めたストック情報として一元的に管理されることになるため、資産の有効活用策の検討など、全庁的な観点からの適正な資産管理が可能となる。

【財政計画への連動性】

今後の財政計画への連動性としては、保有施設ごとの「耐用年数」の考え方が重要となる。

施設がある以上は、維持管理コストやその施設に付随する事業が存在し、一度建設されると建物が存続する間、毎年度費用が発生し続ける。品川区が保有する施設も、老朽化が進み、今後、維持管理コストの増加が懸念されるため、施設の維持計画が、中長期な財政のあり様に少なからぬ影響を与える。

区の「バランス・シート」には、今後、品川区が公共施設にこれまで投じてきた税金（資産評価額）と今後税金を使って返済しなければならない負債が並べて計上される。この情報は、これまで区が行ってきた財政活動の結果であり、説明責任を果たすための重要な情報である。

③職員研修の重要性について

【意識改革、マネジメント能力の向上を】

公会計制度導入においては、これまで「現金主義」「単式簿記」の伝統的な予算制度に基づいて行政執行の現場を担ってきた職員の意識改革の必要性が必要となる。

これまで、行政の現場では、財政部局以外においては、「中長期の財政状況の管理」よりも、個々の事業の「執行管理」に重きをおいており、それを徹底することで「事業の責任を果たす」という意識が強かった。事業執行においてはそれで十分であったといえる。

ただ、現在の国と地方の財政環境をみたときに、今後、自治体経営に中長期のフローとストックのマネジメント感覚をいれる必要が求められる事は明らかである。公会計制度導入は財政部局以外のそれぞれの現場を担う職員に「財政運営」の感覚を担う重要な契機にもなる。

そこで、職員研修においては、「公会計制度は必要だから」ということではなくて、施設管理等のストックマネジメントや中長期の事務事業管理など、「中長期の行政の効率性実現と説明責任を果たすための手段として公会計制度の導入をする」という意識改革が大切である。

また、公会計だけでなく、これからの自治体のあるべき姿を、行政だけでなく、区民、企業や区民活動団体が、それぞれの役割と責任を持って、まちづくりができるように、職員の専門的なスキルや意識の向上にむけて、体系的な公会計研修を構築する必要がある。

新公会計導入職員育成計画

目標

- 新公会計制度概要は2500人（全職員）が受講
- 簿記検定3級：100名、2級：20名合格
 （事務系職員の10%が会計有資格者に）
- 係長・管理職は事業マネジメント技法を徹底取得

内容

No.	講習名	内容	実施時刻	定員	講習時間	平成28年度	平成29年度
1	新公会計制度導入基礎	区が導入する新公会計の概要、目的や必要性を理解する	日中	100	2時間	5回	10回
2	複式簿記・発生主義会計入門	簿記についてある程度の知識を身に付ける	日中	50	2時間	3回	5回
3	固定資産台帳整備	固定資産台帳を整備することの意義、活用方法を学ぶ	日中	20	2時間	1回	1回
4	公共施設マネジメント	新公会計を使って、公共施設のマネジメントを行っていく方法や使用料の適正性等を理解する	日中	30	2時間×3日		1回
5	財務諸表・決算書解読	財務諸表や企業会計決算書の読み方、各種指標の活用方法などを学習する	日中	30	2時間×3日	1回	2回
6	簿記入門	日商簿記検定3級合格を目指す講習および検定試験受験料を助成する	夜間	30	2時間×20日	1回	2回
7	簿記応用	日商簿記検定2級合格を目指す講習および検定試験受験料を助成する	夜間	20	2時間×15日		1回
8	公会計活用係長研修	監督者として必要となる公会計の活用方法、資料の作成等を学ぶ。	日中	50	3時間		3回
9	マネジメント管理職研修	財務諸表を活用した事業評価マネジメント手法について理解する。	日中	30	3時間		2回
10	新財務会計システム操作講習	操作マニュアルを使って、新システムを使いこなせるようにする。	日中	20	3時間		10回

④残課題の今後の対応について

残課題については今後、以下のスケジュールにて対応を行う。

課　題	対　応	平成28年度												平成29年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
検討体制	平成28年度以降の新公会計の検討体制を構築する。	⇨																							
【セグメント】 事業の整理	平成26年度決算に基づく事業数は505、小事業数は867と多くの事業が存在する。事務事業評価を実施するには、現在の事業及び小事業を一定のルールに基づき整理を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→															
【セグメント】 人件費配賦の検討	さまざまな分析を行うには、人件費をセグメントごとにある基準で配分することを検討する。													→	→	→	→								
【セグメント】 事務事業評価の見直し	小事業と事務事業評価のレベルが一致していないことから、正確な事務事業評価へ繋げていくため、今後見直しをはかり整理を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→															
【科目の整理】 課や目の名称見直し	目の整理にともない、課や目の名称を見直す。	→	→	→	→	→	→	→	→	→															
【科目の整理】 予算書の見直し	現行「予算書」の大幅な見直しを行う。			→	→	→	→	→	→	→	→	→													
【科目の整理】 令達の検討	保健所は健康課から予算の令達を受けており健康課の目が大きくなることと保健所ごとの決算分析ができない。学校についても同様であり、それらについて検討を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→															
【科目の整理】 保育課予算の検討	保育課が幼稚園の運営に関する事務を補助執行しているため、保育課予算は2款に分けざるを得ない現状にある。また、現民生費に含まれる保育園関連経費と、現総務費に含まれる幼稚園関係費があるので今後検討が必要である。	→	→	→	→	→	→	→	→	→															
固定資産台帳の検討	公有財産と固定資産の位置づけ、新公会計基準の活用方法やマネジメントに必要な項目についての方向性が決まらないと、固定資産台帳の運用基準も定まらない。今後は新公会計システムに切り替える内容を検討するのと並行して、固定資産台帳についても検討が必要である。	→	→	→	→																				

参考資料

（参考資料）

品川区新公会計検討委員会設置要綱

制定　平成２７年４月３０日
要　綱　第　３　８　２　号

（目的）
第１条　新公会計制度（複式簿記・発生主義会計）（以下「新公会計」という。）について総合的に検討するため、品川区新公会計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（職務）
第２条　委員会は新公会計について次の検討を行う。
（１）導入に向けた基本方針作成に関すること。
（２）財務書類活用方針に関すること。
（３）その他必要な事項
（組織）
第３条　前条の検討を円滑に行うため、委員会のもとに作業部会を置く。
（構成）
第４条　委員会は、別表１に掲げる職にある者によって構成する。
２　作業部会は、別表２に掲げる職にある者によって構成する。
３　委員会および作業部会の長は、必要に応じて、前２項に掲げる職にある者以外の者を委員会または作業部会に加えることができる。
（会議）
第５条　作業部会の長は、別表２に掲げる職にある者の中から指名して会議を開催することができる。
（事務局）
第６条　事務局は、会計管理室に置く。
付　則
この要綱は、平成 27 年 4 月 30 日から適用する。

別表１（品川区新公会計検討委員会　16 名）

委　員　長	副区長（会計管理室担任）
副委員長	会計管理者
（2 名）	企画部長
委　　員	総務部長
（13 名）	地域振興部長
	文化スポーツ振興部長
	子ども未来部長
	福祉部長
	健康推進部長
	品川区保健所長
	都市環境部長
	防災まちづくり部長
	教育委員会事務局教育次長
	区議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

別表２（作業部会　18 名）

会　長	会計管理室長
副会長	企画調整課長
（2 名）	財政課長
委　員	施設整備課長
（15 名）	情報推進課長
	経理課長
	土木管理課長
	公園課長
	庶務課長
	上記各課の係長（9 名）

品川区会計基準（案）

序章

本会計基準は、品川区における一般会計、特別会計（地方自治法第２０９条第１項に定める一般会計及び特別会計をいう。ただし、地方公営企業法第２条の規定により地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける特別会計を除く。以下同じ。）及び部別の財務諸表を作成する際の基準を示したものである。

第１章　総則

１ 基本的な考え方

（１）複式簿記の記帳方法による財務諸表の作成

本基準は、複式簿記の記帳方法による正確な会計帳簿を通じて財務諸表を作成する際の基準を示すものである。

（２）「費用」及び「収入」の概念

品川区の行政活動は営利を目的としていないため、その成果を、企業会計でいう「費用」と「収益」の合理的な対応」という経済的因果関係でとらえて損益計算書を作成することは適当ではない。したがって、本基準においては、企業会計における「収益」という概念ではなく、品川区の行政活動の実施に伴い発生した「費用」とその財源としての「収入」という概念を用いて、両者の対応関係及びその差額を明らかにすることとした。

（３）「費用」及び「収入」の計上基準

「費用」及び「収入」の計上基準として、現金主義ではなく、発生主義を採用する。したがって、「費用」及び「収入」は、現金の支出時点及び収入時点において計上されるのではなく、その取引や事象が当該会計期間に発生した時点において計上される。

（４）「資産」及び「負債」の計上

貸借対照表には、品川区が所有する財産（換金価値のある実物財産及び法的権利）及び品川区が負担する法律上の債務だけでなく、発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上する。

２ 財務諸表の体系

品川区の財務諸表の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

３ 基本的作成方法

財務諸表の作成に当たっては、公有財産台帳等の計数を基本として開始貸借対照表を作成する。それ以後は、複式簿記による記帳方法を用いて正確な会計帳簿を継続し、期末に公有財産台帳等との照合そ

の他の決算整理手続を経て、財務諸表を作成する。

４ 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（３月３１日）とする。ただし、会計年度末から地方自治法第２３５条の５に定める出納の閉鎖までの期間（以下「出納整理期間」という。）における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

５ 計数の単位

財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は円単位とするが、百万円単位又は億円単位をもって表示することを妨げない。なお、採用単位未満の金額は四捨五入による。

第２章 貸借対照表

１ 作成目的等

（１）作成目的

貸借対照表は、基準日時点における品川区の資産、負債及び正味財産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

（２）作成方法

貸借対照表は、会計帳簿に記録された各勘定の残高のうち、資産勘定、負債勘定及び正味財産勘定の次期繰越高を集計することにより作成する。

２ 作成基準

（１）区分及び分類

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「正味財産の部」の３つの部に区分する。資産項目と負債項目については一年基準にしたがって、基準日の翌日から１年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として区分する。

また、資産、負債及び正味財産の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類する。

（２）配列

配列については流動性配列法を採用する。

３ 資産項目

資産については、現金預金、収入未済、有形固定資産、無形固定資産、重要物品、投資その他の資産等を計上し、その形態を表す科目によって表示する。また、貸借対照表価額については取得原価を基本として算定するが、品川区にはインフラ資産等企業会計にはない資産概念が存在することから、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法について別に定めることを妨げない。

（１）流動資産

① 現金預金

現金預金とは、地方自治法第２３５条の４に定める普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）をさす。この場合、貨幣及び貨幣代用物のほか、歳計現金の保管形態としての金融機関への短期預金を含むため、一括して現金預金として表示する。

② 収入未済

年度末における調定額と収入額との差額をさす。「調定」とは、地方自治法第２３１条の規定に基づき、収入の原因、債務者、金額等を調査し、決定する行為であり、この「調定」の段階で「収入」を認識する。

ⅰ 税未収金　　地方税の未収金をいう。

ⅱ 保険料未収金　　国民健康保険事業会計における国民健康保険料、介護保険事業会計におけ

る介護保険料及び後期高齢者医療事業会計における後期高齢者医療保険料の未収金をいう。

iii　その他未収金　　ⅰ税未収金、ⅱ保険料未収金以外の未収金をいう。

③ 不納欠損引当金

区税、使用料等の収入未済の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上する。その計上に際しては、過去の不納欠損実績率等の合理的な基準を引当率とし、それを収入未済額に乗じた額を基本とする。

なお、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上することを妨げない。

④ 基金積立金

財政調整基金及び、減債基金のうち流動資産に区分されるものが該当する。

財政調整基金は、年度間の財源調整を図り、財政の健全な運用に資するために設けられるものである。その取崩に当たっては、使途が限定されず、比較的機動的な対応ができることから、財政調整基金は流動資産に掲記する。

また、減債基金のうち、１年以内に償還が予定されている区債の償還の財源として充当されるものは、流動資産に掲記する。

⑤ 短期貸付金

貸付金のうち、１年以内に回収が予定されているものが該当する。

⑥ 貸倒引当金

貸付金のうち一部については、返還免除や減免となる可能性があるため、回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。その計上に際しては、過去の貸倒実績率等の合理的な基準を引当率とし、それを短期貸付金残高に乗じた額を基本とする。なお、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上することを妨げない。

⑦ その他流動資産

その他、上記以外の流動資産を計上する。ただし、金額的に重要性があるものについては独立の科目で表示する。

（２）固定資産

固定資産は、行政財産、普通財産、重要物品、リース資産、インフラ資産、建設仮勘定及び投資その他の資産に分類して表示するとともに、行政財産、普通財産及びインフラ資産は、各々を有形固定資産及び無形固定資産に区分する。また、固定資産の評価は取得原価を基礎として算定する。なお、償却資産については取得原価から減価償却累計額を控除した価額を掲記し、減価償却累計額は科目別に注記する。

（ア）固定資産に属する科目

① 有形固定資産

地方自治法第２３８条１項各号に定める公有財産のうち、建物、工作物、立木、船舶、航空機、浮標、浮桟橋、浮ドック及び土地をさす（ただし、後述の⑤インフラ資産に属するものを除く）。

② 無形固定資産

地方自治法第２３８条１項各号に定める公有財産のうち、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利が該当し、地上権及びその他無形固定資産に分類して掲記する。

③ 重要物品

地方自治法第２３９条第１項に定める物品で品川区が所有するもののうち、取得価額が１００万円以上のものが該当する。

④ リース資産

ファイナンス・リース取引（経済的実質が売買取引であるリース取引）におけるリース資産が該当する。

⑤ インフラ資産

行政財産のうち、道路、橋梁、港湾、漁港をいい、これらの資産と一体となって機能するものを含む。インフラ資産のうち、有形固定資産は土地と土地以外に分類し、無形固定資産は地上権とその他無形固定資産に分類して掲記する。

⑥ 建設仮勘定

建設又は製作途中にある有形固定資産及びインフラ資産をいい、当該資産を取得するために要した支出の累計額を掲記する。

⑦ 投資その他の資産

ⅰ 有価証券及出資金	公有財産のうち、国債、株式、出資証券等が該当する。有価証券及出資金は市場価格の有無にかかわらず、取得原価を貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のあるものについては、時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き時価を付す。また、取引所の相場のないものについては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をなす。この強制評価減に係る評価差額については、当該年度の「特別損失」として処理する。
ⅱ 長期貸付金	貸付金のうち、1年を超えて回収される予定のものが該当する。
ⅲ 貸倒引当金	貸付金のうち一部については、返還免除や減免となる可能性があるため、回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。その計上に際しては、過去の貸倒実績率等の合理的な基準を引当率とし、それを長期貸付金残高に乗じた額を基本とする。なお、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上することを妨げない。
ⅳ その他債権	地方自治法第２４０条に定める債権のうち、保証金、納付金、財産売払代金、損害賠償金、破産更生債権等が該当する。
ⅴ 基金積立金	基金のうち流動資産に該当するものを除く基金を掲記する。さ

らに内訳科目として、「減債基金」、「特定目的基金」及び「定額運用基金」に分類して表示する。

vi その他投資等　　信託受益権等が該当する。

（イ）固定資産の減価償却

① 有形固定資産及びインフラ資産のうち償却資産については、原則として「固定資産の計上に関する基準」等による耐用年数及び残価率に従い、定額法により減価償却を行う。

② 無形固定資産である地上権、地役権、特許権、著作権等については、原則として減価償却を行わない。

③ 重要物品については、原則として定額法により残存価格1 円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。

4 負債項目

負債については、還付未済金、区債、借入金、引当金等を計上し、その形態を表す科目によって表示する。

（1）流動負債

① 還付未済金

過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったものをいう。

② 区債

区債のうち、流動負債に区分されるものが該当する。券面額で掲記し、また減債基金相当額は控除しないものとする。

③ 短期借入金

ⅰ 他会計借入金　　一般会計及び各特別会計からの借入金並びに公営企業会計からの借入金のうち、１年以内に返済義務が生じるものが該当する。

ⅱ 基金運用金　　基金からの借入金のうち、１年以内に返済義務が生じるものが該当する。

ⅲ その他短期借入金　　短期借入金のうち上記以外が該当する。

④ 未払金

ⅰ 支払繰延　　会計年度末までに支払義務が発生したが、その支払いが当該年度内に終了していないもののうち、還付未済金及び未払保証債務に属するものを除くものが該当する。

ⅱ 未払保証債務　　地方自治法第２１４条に定める債務負担行為のうち、債務保証及び損失補償に係るものであって、かつその履行すべき金額が確定したが、その支払いが会計年度末までに終了していないものが該当する。翌年度以降の支出予定額を計上する。

ⅲ その他未払金　　未払金のうち上記以外が該当する。

⑤ 賞与引当金

翌会計年度に支払われる予定の賞与のうち、当期の負担に属するものが該当する。

⑥リース債務

ファイナンス・リース取引（経済的実質が売買取引であるリース取引）におけるリース債務のうち、翌会計年度に契約期限が到来するものを計上する。

⑦その他流動負債

流動負債のうち上記以外のものが該当する。

（2）固定負債

① 区債

区債のうち、固定負債に区分されるものが該当する。券面額で掲記し、また減債基金相当額は控除しないものとする。

② 長期借入金

ⅰ 他会計借入金　一般会計及び各特別会計からの借入金並びに公営企業会計からの借入金のうち、固定負債に属するものが該当する。

ⅱ 基金運用金　基金からの借入金のうち、固定負債に属するものが該当する。

ⅲ その他長期借入金　長期借入金のうち上記以外が該当する。

③ 退職給与引当金

退職手当の性格は賃金の後払いであるとの考え方に立ち、既に労務の提供が行われている部分については負債として認識し、「退職給与引当金」として計上する。計上額については、期末要支給額方式で算定する。すなわち、基準日において、在籍する全職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上する。なお、退職給与引当金の計上基準について注記する。

④ その他引当金

その他の引当金が該当する。

⑤リース債務

ファイナンス・リース取引（経済的実質が売買取引であるリース取引）におけるリース債務のうち、流動負債に属するリース債務を除くリース債務が該当する。

⑥ その他固定負債

ⅰ 預り保証金　区営住宅等の預り保証金等が該当する。

ⅱ その他固定負債　上記以外の固定負債が該当する。ただし金額的に重要性があるものについては独立の科目で表示する。

5 正味財産

正味財産とは、貸借対照表における資産総額と負債総額の差額をさす。「正味財産」は単一の科目として計上し、内訳表示は行わないが、前年度末からの増減額を、「（うち当期正味財産増減額）」として、「正味財産」の末尾に記載する。

6　貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は別紙１のとおりとする。

貸借対照表　　**別紙1**

（平成　　年　　月　　日現在）

科目	金額(円)	科目	金額(円)
資産の部 Ⅰ　流動資産 現金預金 収入未済 不納欠損引当金 基金積立金 財政調整基金 減債基金 短期貸付金 貸倒引当金 その他流動資産 Ⅱ　固定資産 1 行政財産 1 有形固定資産 建物 工作物 立木 船舶等 浮漂等 土地 2 無形固定資産 地上権 その他無形固定資産 2 普通財産 1 有形固定資産 建物 工作物 立木 船舶等 浮漂等 土地 2 無形固定資産 地上権 その他無形固定資産 3 重要物品 4 リース資産 5 インフラ資産 1 有形固定資産 土地 土地以外 2 無形固定資産 地上権 その他無形固定資産 6 建設仮勘定 7 投資その他の資産 有価証券及び出資金 長期貸付金 貸倒引当金 その他債権 基金積立金 減債基金 特定目的基金 定額運用基金 その他投資等		負債の部 Ⅰ　流動負債 還付未済金 区債 短期借入金 他会計借入金 基金運用金 その他短期借入金 未払金 支払繰延 未払保証債務 その他未払金 賞与引当金 リース債務 その他流動負債 Ⅱ　固定負債 区債 長期借入金 他会計借入金 基金運用金 その他長期借入金 退職給与引当金 その他引当金 リース債務 その他固定負債 預かり保証金 その他固定負債	
		負債の部合計	
		正味財産の部 正味財産 （うち当期正味財産増減額）	
		正味財産の部合計	
資産の部合計		負債及び正味財産の部合計	

第３章 行政コスト計算書

１ 作成目的等

（１）作成目的

行政コスト計算書は、一会計期間における品川区の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との対応関係、及びその両者の差額(以下「収支差額」という)を明らかにすることを目的として作成する。

（２）作成方法

行政コスト計算書は、複式簿記による記帳方法により、現金に係る収支の記録を資本取引あるいは損益取引に区分していくことにより作成する。また、発生主義により把握する減価償却費、引当金等の非現金取引を、複式簿記の記帳方法により加減することによって「費用」及び財源としての「収入」を算定して作成する。

２ 作成基準

（１）区分

行政コスト計算書は、通常の活動から発生する「通常収支の部」と、特別の事情により発生する「特別収支の部」とに区分する。「通常収支の部」は、さらに「行政収支の部」と「金融収支の部」とに区分する。

（２）科目

行政コスト計算書の科目は、日々の予算執行における仕訳を基礎とすることから、費用については品川区における予算の性質別区分に準じて設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定する。

３ 計上する項目

（１）通常収支の部のうち行政収支の部

① 行政収入

ⅰ 地方税	区税及び都区間精算前の地方消費税が該当する。
ⅱ 地方譲与税	地方譲与税が該当する。
ⅲ 地方特例交付金	地方特例交付金が該当する。
ⅳ その他交付金等	利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が該当する。
ⅴ 特別区財政調整交付金	特別区財政調整交付金が該当する。
ⅵ 保険料	国民健康保険事業会計における国民健康保険料、介護保険事業会計における介護保険料及び後期高齢者医療事業会計おける後期高齢者医療保険料が該当する。
ⅶ 国庫支出金	国庫支出金のうち行政サービス活動に充当されるもの（直接行

	政サービスに要した経費、区市町村への補助及び他の区分（社会資本整備等投資活動及び財務活動）に属さない支出に充当される財源としての収入をさす。以下同じ。）が該当する。
viii　都支出金	都支出金のうち行政サービス活動に充当されるもの（直接行政サービスに要した経費、区市町村への補助及び他の区分（社会資本整備等投資活動及び財務活動）に属さない支出に充当される財源としての収入をさす。以下同じ。）が該当する。
ix　分担金及負担金	分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。
x　使用料及手数料	使用料及び手数料が該当する。
x ｉ財産収入	財産貸付収入等が該当する。
x iii諸収入（受託事業収入）	受託事業収入が該当する。
x iv諸収入	収益事業収入、物品売払代金等が該当する。
x ｖ寄附金	寄附金等が該当する。
x vi繰入金	他会計からの繰入金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。
x vii その他行政収入	上記以外の行政収入が該当する。
② 行政費用	
ｉ 人件費	給料、職員手当、共済費等の人件費が該当する。
Ⅱ 物件費	委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料等が該当する。ただし、下記に定めるiii維持補修費、iv扶助費、ｖ補助費等及びvi～viiiの投資的経費に属するものを除く。
Ⅲ 維持補修費	維持補修費が該当する。ただし、施設の増改築等資産価値を増加させ、又は耐用年数を増加させるものは含まず、それらは資産計上される。
iv 扶助費	扶助費が該当する。生活扶助や医療扶助等、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、品川区から被扶助者に対して直接支給される経費をさす。
ｖ 補助費等	補助費等が該当する。他会計や他団体に対する交付金、公営企業会計等に対する負担金や補助金等のうち、品川区の資本形成に寄与しないものが該当する。
vi 投資的経費補助	投資的経費補助事業（資本形成に寄与する支出のうち、国庫補

	助や国庫負担金を受けるもの）のうち、その支出の性質及び金額の僅少性等の理由により、固定資産の取得原価に算入されないものが該当する。
vii 投資的経費単独	投資的経費単独事業（資本形成に寄与する支出のうち、国庫補助や国庫負担金を受けないもの）のうち、その支出の性質及び金額の僅少性等の理由により、固定資産の取得原価に算入されないものが該当する。
viii 出資金（出捐金等）	投資及出資金のうち資産計上されないもの（出捐金等）が該当する。
ix 繰出金	公営企業会計や他会計に対する補助金が該当する。
x 減価償却費	償却資産の減価償却費を計上する。
x i 債務保証費	「未払保証債務」の当期発生額を計上する。
x ii 不納欠損引当金繰入額	「不納欠損引当金」の当期発生額を計上する。
x iii 貸倒引当金繰入額	「貸倒引当金」の当期発生額を計上する。
x iv 賞与引当金繰入額	「賞与引当金」の当期発生額を計上する。
x v 退職給与引当金繰入額	「退職給与引当金」の当期発生額を計上する。
x vi その他引当金繰入額	「その他引当金」の当期発生額を計上する。
x vii その他行政費用	上記以外の行政費用を計上する。
（２）通常収支の部のうち金融収支の部	
① 金融収入	
i 受取利息及配当金	区預金利子、株式配当金等が該当する。
② 金融費用	
i 公債費（利子）	区債の支払利息が該当する。
ii 区債発行費	区債を発行する際に要した経費が該当する。
iii 区債発行差金	区債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額をさす。
iv 他会計借入金利子等	他会計からの借入金に対する利子等をさす。
（３）通常収支差額	行政収支の差額と金融収支の差額の合計額をさす。
（４）特別収支の部	
① 特別収入	
i 固定資産売却益	固定資産（有価証券及出資金を除く）の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を上回る額が該当する。
ii その他特別収入	有価証券及出資金の売却益、引当金の当期取崩益等が該当する。
② 特別費用	
i 固定資産売却損	固定資産（有価証券及出資金を除く）の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を下回る額が該当する。

ii 固定資産除却損	固定資産を除却した場合に、除却直前の帳簿価額全額を計上する。
iii 災害復旧費	投資的経費（資産計上されないもの）のうち災害復旧に関わるものが該当する。
iv 不納欠損額	当期に不納欠損処理を行った収入未済のうち、不納欠損引当金を超える分等を計上する。
v 貸倒損失	当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分等を計上する。
vi その他特別費用	有価証券及出資金の売却損、同評価損等上記以外の特別費用を計上する。
（５）当期収支差額	通常収支差額と特別収支差額との合計額をさす。
（６）一般財源共通調整	一般財源を収入した部において、当該一般財源相当額を減額するために設けられた科目である。
（７）一般財源充当調整	各部の行政サービス活動において投入された一般財源の額を計上する。
（８）一般会計繰入金	「一般会計繰入金」は、特別会計が行政サービス活動及び一般会計繰出金 の財源として一般会計から繰り入れた額を計上する。「一般会計繰出金」は、特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計に繰り出した額を計上する。
（９）再計	当期収支差額と、一般財源共通調整及び一般財源充当調整並びに一般会計繰入金及び一般会計繰出金に係る調整を行った後の金額を計上する。

４ 行政コスト計算書の標準的な様式

行政コスト計算書の標準的な様式は別紙２のとおりとする。

行政コスト計算書（一般会計）　　別紙2

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

科目	金額(円)
通常収支の部	
Ⅰ　行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金等	
特別区財政調整交付金	
保険料	
国庫支出金	
都支出金	
分担金及負担金	
使用料及手数料	
財産収入	
諸収入（受託事業収入）	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
その他の行政収入	
2 行政費用	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
投資的経費補助	
投資的経費単独	
出資金（出損金等）	
繰出金	
減価償却費	
債務保証費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職給与引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
Ⅱ　金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及配当金	
2 金融費用	
公債費（利子）	
区債発行費	
区債発行差金	
他会計借入金利子等	
通常収支差額	
特別収支の部	
1 特別収入	
固定資産売却益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
不納欠損額	
貸倒損失	
その他特別費用	
当期収支差額	

第４章 キャッシュ・フロー計算書

１ 作成目的等

（１）作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れを「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各作成単位における区分別の収支の状況を報告することを目的として作成する。

（２）作成方法

キャッシュ・フロー計算書は、原則として、官庁会計方式による日々の現金収支を「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」の３区分に並べ替えることにより作成する。

２ 作成基準

（１）資金の範囲

「資金」の範囲は、現金及び現金同等物とする。

（２）区分

キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動の部」、「社会資本整備等投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分する。

①「行政サービス活動」によるキャッシュ・フローとは、品川区が直接行政サービスを行うために要した経費（品川区の資本形成に寄与するものを除く。）及び、他の区分（後述の②社会資本整備等投資活動及び③財務活動）に属さない支出、並びに税収、国庫支出金等(社会資本整備等投資活動に充当されるものを除く)、業務収入及び金融収入等の現金収入をさす。

②「社会資本整備等投資活動」によるキャッシュ・フローとは、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、現金同等物に含まれない貸付金及び出資金等の投資の取得及び売却並びに基金への繰出及び繰入等に係る現金収入及び支出をさす。

③「財務活動」によるキャッシュ・フローとは、外部からの資金の調達及びその償還に係る現金収入及び支出をさす。なお、行政サービス活動及び社会資本整備等投資活動を総称して行政活動と呼ぶ。

（３）科目

キャッシュ・フロー計算書に掲記する科目は、日々の予算執行による現金の収支の流れが基本となることから、支出については品川区における一般会計予算の性質別に準じた科目を設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定する。

３ 計上する項目

（１）行政サービス活動

① 収入

ｉ 税収等　　地方税、地方譲与税、地方特例交付金、その他交付金、特別区財政調整交付金が該当する。

ii 国庫支出金　　国庫支出金（行政サービス活動に充当されるもの）が該当する。

iii 都支出金　　都支出金（行政サービス活動に充当されるもの）が該当する。

iv 業務収入その他　　事業収入（特別会計）、保険料、分担金及負担金、使用料及手数料、財産収入、諸収入（受託事業収入）、諸収入、寄附金及び繰入金（行政サービス活動に充当されるもの）が該当する。

v 金融収入　　受取利息及配当金が該当する。

② 支出

i 行政支出　　人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、投資的経費補助（資産計上されないもの）、投資的経費単独（同）、出資金（資産計上されないもの）及び繰出金（資産計上されないもの）が該当する。

ii 金融支出　　公債費（利子・手数料）、他会計借入金利子等が該当する。

iii 特別支出　　災害復旧事業支出（資産計上されないもの）が該当する。

③ 行政サービス活動収支差額

「行政サービス活動の部」の収入と支出との差額をさす。

（2）社会資本整備等投資活動

① 収入

i 国庫支出金等　　国庫支出金（社会資本整備等投資活動に属するもの）、都支出金（同）分担金及負担金（同）及び繰入金等（同）が該当する。

ii 財産収入　　財産売払収入（同）が該当する。

iii 基金繰入金　　基金繰入金（同）が該当する。

iv 貸付金元金回収収入等　　事業収入（貸付金元金回収収入）及び諸収入（同）が該当する。

v 保証金収入（特別会計）　区営住宅の保証金が該当する。

vi その他社会資本整備等投資活動収入　上記以外の収入が該当する。

② 支出

i 社会資本整備支出　　物件費（社会資本等投資活動に属するもの）、補助費等（同）、投資的経費補助（同）及び投資的経費単独（同）が該当する。

ii 基金積立金　　基金積立金が該当する。

iii 貸付金・出資金等　　貸付金、繰出金（他会計）、出資金等が該当する。

iv 保証金支出　　区営住宅保証金の返還金等が該当する。

v その他社会資本整備等投資活動支出　　上記以外の支出が該当する

③ 社会資本整備等投資活動収支差額

「社会資本整備等投資活動の部」の収入と支出との差額をさす。

（3）行政活動キャッシュ・フロー収支差額

行政サービス活動収支差額と社会資本整備等投資活動収支差額との合計額をさす。

（4）財務活動

① 収入

ⅰ 区債	区債発行による収入をさす。
ⅱ 他会計借入金等	他会計からの借入金による収入をさす。
ⅲ 基金運用金借入	基金からの借入金による収入をさす。
ⅳ 繰入金	特別会計等からの区債の元本償還の財源として繰り入れる収入をさす。

② 支出

ⅰ 公債費（元金）	区債の元本償還による支出をさす。
ⅱ 他会計借入金等償還	他会計借入金の元本返済による支出をさす。
ⅲ 基金運用金償還	基金からの借入金の元本返済による支出をさす。
ⅳ リース債務返済	リース債務返済のための支出をさす。

③ 財務活動収支差額	「財務活動の部」の収入と支出との差額をさす。
（5）収支差額合計	行政活動収支差額と財務活動収支差額との合計をさす。
（6）一般財源共通調整	一般財源を収入した部において、当該一般財源相当額を減額するために設けられた科目である。
（7）一般財源充当調整	一般財源充当調整の合計額を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける充当額を記載する。
（8）一般会計繰入金	一般会計繰入金及び一般会計繰出金を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける金額を記載する。
（9）前年度からの繰越金	前年度からの繰越金をさす。現金及び現金同等物の期首残高に相当する。
(10) 形式収支	（5）「収支差額合計」と（9）「前年度からの繰越金」との合計額をさす。

4 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は別紙３のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書（一般会計）

別紙3

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

科目	金額(円)
1 行政サービス活動	
税収等	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金	
特別区財政調整交付金	
国庫支出金等	
国庫支出金	
都支出金	
業務収入その他	
事業収入（特別会計）	
保険料	
分担金及負担金	
使用料及手数料	
財産収入	
諸収入（受託事業収入）	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
金融収入	
受取利息及配当金	
行政支出	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
投資的経費補助	
投資的経費単独	
出資金（出損金等）	
繰出金	
金融支出	
公債費（利子・手数料）	
他会計借入金利子等	
特別支出	
災害復旧事業支出	
行政サービス活動収支差額	

科目	金額(円)
Ⅱ　社会資本整備等投資活動	
国庫支出金等	
国庫支出金	
都支出金	
分担金及負担金	
繰入金等	
財産収入	
基金繰入金	
財政調整基金	
特定目的基金	
定額運用基金	
貸付金元金回収収入等	
保証金収入	
その他社会資本整備収入	
社会資本整備支出	
物件費	
補助費等	
投資的経費補助	
投資的経費単独	
基金積立金	
財政調整基金	
減債基金	
特定目的基金	
定額運用基金	
貸付金・出資金等	
出資金	
繰出金（他会計）	
貸付金	
保証金支出	
その他社会資本整備支出	
社会資本整備等投資活動収支差額	
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	
Ⅲ　財務活動	
財務活動収入	
区債	
他会計借入金等	
基金運用金借入	
繰入金	
財務活動支出	
公債費（元金）	
他会計借入金等償還	
基金運用金償還	
リース債務返済	
財務活動収支差額	
収支差額合計	
前年度からの繰越金	
形式収支	

第５章 正味財産変動計算書

１ 作成目的等

（１）作成目的

正味財産変動計算書は、一会計期間における貸借対照表の「正味財産の部」の項目の変動状況を明らかにすることを目的として作成する。

（２）作成方法

正味財産変動計算書は、正味財産の項目ごとの変動状況を、変動要因ごとに区分することにより作成する。

２ 作成基準

（１）区分

正味財産の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動要因ごとにその金額を表示する。

（２）変動要因

固定資産等の増減、区債等の増減、その他内部取引による増減及び当期収支差額に区分して表示する。

３ 計上する項目

① 開始残高相当

本基準に準拠して作成された平成28年度期首の貸借対照表作成時に、その性質又は発生原因を明確にすることができないものが該当する。

② 国庫支出金

国庫支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算するものとする。

③ 都支出金

都支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算するものとする。

④ 負担金及繰入金等

負担金及繰入金等のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算するものとする。

⑤ 受贈財産評価額

無償で受け入れた資産は、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算するものとする。

⑥内部取引勘定

会計間又は部間で、固定資産の所管換など、勘定科目の金額の異動があった場合、移し換える勘定科目の相手科目として計上する。なお、項目名は、会計間のものは会計間取引勘定、部間のものは部間取引勘定とする。

⑦一般財源充当調整額

各部の社会資本整備等投資活動又は財務活動において投入された一般財源の額を計上する。

⑧一般会計繰入金

特別会計が、社会資本整備等投資活動又は財務活動の財源として一般会計から繰り入れた額を計上する。

⑨ その他剰余金

正味財産のうち上記に分類されない科目が該当する。

4　正味財産変動計算書の標準的な様式

正味財産変動計算書の標準的な様式は別紙４のとおりとする。

正味財産変動計算書（一般会計）　　**別紙4**

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日

金額(円)

	正味財産							合計
	開始残高相当	国庫支出金	都支出金	負担金繰入金等	受贈財産評価額	内部取引勘定	その他剰余金	
前期末残高								
当期変動額								
固定資産等の増減								
区債等の増減								
その他会計間取引								
当期収支差額（調整後）								
当期末残高								

第６章 注記

品川区の財務諸表には、以下の事項を注記として記載するものとする。

１ 重要な会計方針

財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

① 有形固定資産の減価償却の方法

② 有価証券及出資金の評価基準及び評価方法

③ 引当金の計上基準

④ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

２ 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

① 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び当該の変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更した場合には、その内容

③ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

３ 重要な後発事象

会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

① 主要な業務の改廃

② 組織・機構の大幅な変更

③ 地方財政制度の大幅な改正

④ 重大な災害等の発生

⑤ その他重要な後発事象

４ 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

① 債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

② 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

③ その他主要な偶発債務

5 追加情報

財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

① 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

② 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

③ 繰越事業に係る将来の支出予定額

④ 一時借入金等の実績額等

⑤ その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

6 その他

（1）貸借対照表関係

① 固定資産の減価償却累計額

② 有価証券及出資金及び貸付金の内訳

③ 区債及び借入金の償還予定額

④ その他定める事項

（2）行政コスト計算書関係

① 収入科目の内容及び計上基準

② その他定める事項

（3）キャッシュ・フロー計算書関係

① 財務活動における区債収入の内訳

② 行政コスト計算書の当期収支差額と、キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との差額の内訳

③ その他定める事項

（4）正味財産変動計算書関係

① 正味財産の変動に重大な影響を及ぼす財産の移管等

② その他定める事項

第７章 附属明細書

財務諸表の内容を補足するため、有形固定資産及び無形固定資産附属明細書など必要な附属明細書を作成する。

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書の標準的な様式は、別紙５のとおりとする。

別紙 5

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書

区分	前期末残高(円)	当期増加額(円)	当期減少額(円)	当期末残高(円)	当期末減価償却累計額(円)	当期償却額(円)	差引当期末残高(円)
有形固定資産							
行政財産							
普通財産							
重要物品							
インフラ資産							
小計							
無形固定資産							
行政財産							
普通財産							
小計							
計							

1 行政財産、普通財産及びインフラ資産の内訳は、貸借対照表に記載されている科目の区別による。